

令和7年度「出雲市奨学事業」募集要項

出雲市奨学事業の趣旨

勉学の意欲を持ちながら、経済的理由のため、進学や学業の継続が困難である出雲市出身の人に奨学金を貸与することで、教育機会の均等を図り創造性豊かな人材を育成することを目的としています。

1. 応募資格

学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に入学又は在学する人で、次の全てに該当する人です。

- (1) 学業優秀である人
- (2) 経済的理由により修学が困難である人

※家計基準は独立行政法人 日本学生支援機構が実施する第二種奨学金（有利子）に準じています。

第二種奨学金（有利子）の家計基準の目安は、4人世帯の場合、年収1,309万円程度（給与所得）です。

- (3) 奨学金を受けようとする人又はその保護者が、3年以上（令和7年4月1日時点）出雲市内に住所を有している人

2. 奨学金の貸与額

- (1) 大学、高等専門学校・専修学校（専門課程） 月額50,000円（年額600,000円）
- (2) 高校、高等専門学校・専修学校（高等課程） 月額15,000円（年額180,000円）

3. 貸与期間

令和7年4月に入学又は在学する学校の最短修業年限の最終月までです。

4. 提出書類

- (1) 出雲市奨学金貸与申請書（令和7年4月現在の状況を記載）
- (2) 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの、本籍は不要）
- (3) 在学証明書

※令和7年4月1日以降に在籍する学校で証明を受け、提出してください。

- (4) 成績証明書（令和6年度分）

※令和6年度に学校に在籍していなかった人は、直近年度の成績証明書を提出してください。

5. 受付期間

令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金）

※郵送による場合、5月9日（金）までの消印があるものは有効です。

6. 募集人数

- (1) 大学、高等専門学校・専修学校（専門課程） 7人（予定）
- (2) 高校、高等専門学校・専修学校（高等課程） 3人（予定）

7. 奨学生の選考及び決定

- (1) 募集終了後に選考委員会を開催し、奨学生を決定します。
- (2) 選考の結果は、7月中旬から下旬に通知書を送付します。

8. 奨学生決定後の手続き

奨学生本人及び連帯保証人2人が連署する「誓約書」を提出してください。

※連帯保証人は2人必要です。

- ①保護者 1人
- ②独立の生計を立てている満20歳以上の人 1人

9. 奨学金貸与の方法

奨学生本人が指定する金融機関の口座に振込みます。

- 1回目（6か月分） 8月中（予定）
- 2回目（6か月分） 11月中

10. 奨学金償還の方法

- (1) 奨学金の償還は、卒業の1年後から開始します。
- (2) 償還にあたっての利息はありません。（無利息）
- (3) 月賦（毎月）又は四半年賦（3か月に1回）での償還となります。
- (4) 奨学金は、次の期間内に償還してください。

- ① 大学、高等専門学校・専修学校（専門課程） 貸与した月数×3の期間内
- ② 高校、高等専門学校・専修学校（高等課程） 貸与した月数×1.5の期間内

※進学等の理由により償還を猶予することがあります。

<例>大学4年間（48月）貸与

貸与額	5万円×48月＝240万円
償還方法	[月 賦] 16,666円×143回 +16,762円×1回
	[四半年賦] 33,333円×71回 +33,357円×1回

<例>高校3年間（36月）貸与

貸与額	1万5千円×36月＝54万円
償還方法	[月 賦] 1万円×54回
	[四半年賦] 3万円×18回

11. 奨学金の併給

出雲市奨学事業の奨学生は、原則として他の奨学金とあわせて受給することが可能です。ただし奨学制度によっては、他の制度とあわせての受給を認めないものがありますので注意してください。

申請・問合せ先

〒693-8530 出雲市今市町70

出雲市教育委員会 教育政策課

TEL (0853) 21-6874